



条例啓発
シンボルマーク

なくそう部落差別調査！

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を擁護するため、部落差別を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為を規制しています。

部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

●問合先

大阪府府民文化部人権局人権擁護課人権・同和企画グループ

電話：(06) 6210-9282